

## 京都府道路公社印刷物広告掲載に関する契約書

京都府道路公社を甲とし、採用決定後記入を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり契約を締結する。

### (契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

#### (1) 内容

京都縦貫道広域マップへの広告掲載

(2) 印刷物発行部数 40万部

(3) 広告掲載料 採用決定後記入 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 採用決定後記入 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

(4) 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

ただし、印刷物の初回の配架等をもって開始とし、発行部数の配架等の完了をもって終了とする。

#### (5) 契約保証金 免除

### (広告の方法)

第2条 乙は、京都府道路公社広告取扱規程（以下「規程」という。）及び京都府道路公社印刷物広告取扱要綱に基づき、京都縦貫道広域マップ広告募集仕様書（以下「仕様書」という。）に沿って前条第1号に規定する内容により広告を行うものとする。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

### (広告掲載料の支払)

第3条 乙は、第1条第2号に規定する広告掲載料を、甲が発行する請求書により甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、前項の期間内に広告掲載料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.8パーセントを乗じて計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払

うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(履行遅滞)

第4条 甲は、その責めに帰すべき理由により第1条第3号に規定する期間内に同条第1号の広告が掲載された印刷物を発行できないときは、その期間を経過した日の翌日から当該印刷物を発行する日までの日数に応じ、同条第2号の広告掲載料に対し年2.8パーセントを乗じて計算した遅延賠償金を乙に支払わなければならない。この場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(広告の掲載の中止)

第5条 甲は、乙が規程第7条に該当した場合には、催告等を行わずに広告の掲載を中止することができる。

2 乙は、前項の規定により広告掲載が中止されたときに甲に損害が発生した場合は、その損害を補償しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第6条 甲は、前条第1項の規定により広告掲載を中止したとき又は乙の責に帰す理由により広告掲載ができなかつたとき若しくは次条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、納付された広告掲載料は返還しない。

2 甲は、甲の責に帰す理由により広告掲載ができなかつたとき又は広告掲載を中止したとき若しくは次条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、広告掲載料の一部又は全部を乙に返還する。

3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利息は付さない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき、又は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め

## 第15条第1項中35字抹消

られるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 乙は、甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

(違約金)

第8条 乙は、前条第1項の規定により契約を解除されたときは、広告掲載料の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

(苦情の処理)

第9条 乙は、広告を掲載したことにより甲が第三者から苦情又は謝罪、その他の請求を受けたときは、その責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、掲載された広告に関する一切の責任を負い、掲載された広告により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、広告を掲載したことにより乙に損害が発生した場合でも、乙に対して何らの責任を負わない。

(権利の譲渡等)

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、この契約による事務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(関係法令の遵守)

第13条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(残余印刷物)

第14条 第1条第4号に規定する契約期間の満了日において、同条第2号に規定する発行部数に残余があるときは、当該残余印刷物の取扱いは、甲が決定するものとする。

2 甲は、前項の残余印刷物に係る広告掲載料は、返還しないものとする。

(契約の変更)

第15条 甲は、第1条第4号に規定する契約期間の満了日前において、事情がある場合は、乙と協議してこの契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、甲の故意又は過失により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を補償するものとし、その補償額は甲乙協議して定めるものとする。

(協議)

第16条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地の2  
京都府庁西別館内  
京都府道路公社  
理事長 神 敏 郎

乙 採用決定後記入